特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、私立高等学校等就学支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和4年12月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)支給事務(都内私立学校)
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第18号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる就学支援金の支給事務を実施。当該支援金支給事務内の認定審査(住民税課税標準額等における要件確認)において特定個人情報ファイルを取り扱っている。
③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム
2. 特定個人情報ファイル	
·就学支援金支給事務支給詞	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第91項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事項を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表第二113項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事項を定める命令第58条
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	生活文化スポーツ局私学部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[<選択肢>		1万人未満)万人未満		
	いつ時点の計数か		F2月16日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年	F2月16日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類						
[基礎項目評価 2)又は3)を選択した評価実 載されている。			点項目部	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 頁目評価書におい	書及び重点項 書及び全項目		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
2. 付走個人情報の人士(*	月報促供介で	トソーソンスす	ムで通し	に八十で除く	<選択肢>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[-	+分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	システム	を通じた提供を	を除く。)	[O]提供	・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの指	妾続		[]接続	しない(入手)	[O]接続	しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
8. 監査								
実施の有無	[〇]自己		[0]	内部監査	[] 4	外部監査		
9. 従業者に対する教育・	李発							
従業者に対する教育・啓発	[十分	た行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし	いる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月12日	Ⅳ リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	基礎項目評価書の様式が変更されたことに伴う修正
令和3年9月1日		番号法第19条第7号 別表第二 113項 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 別表第二 113項 番号法第19条第9号	事前	法改正に伴う修正
令和5年4月1日		高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)及び高等学校等学び直し支援金支給事務 (都内私立学校)に係る基礎項目評価書	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学 校)に係る基礎項目評価書	事前	重要な変更
令和5年4月1日	表紙	及び私立高等学校等学び直し支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等	のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし かねないことを認識し、特定個人情報の漏えい	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I.1 ①	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)支給事務(都内私立学校)・高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)支給事務(都内私立学校)	・高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」 という。)支給事務(都内私立学校)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I.1 ②		高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年三月三十一日法律第18号)に 基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に 充てる就学支援金の支給事務を実施。当該支 援金支給事務内の認定審査(住民税課税標準 額等における要件確認)において特定個人情 報ファイルを取り扱っている。	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I.1 ③	高等学校等就学支援金事務システム	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 特定個人情報照会システム	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I . 2	・高等学校等就学支援金、学び直し支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	・就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年4月1日		俄方法別衣第一の主務有事で定める事務を定める命令 第66条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第91項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事項を定める命令第66条	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I.4 ②	番号法に基プス個人番号の利用业のに特定個 人情報の利用及び提供に関する条例第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表第二113項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事項を定める命令第58条	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I.5 ①	生活文化局私学部私学振興課	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I.7	東京都生活文化局私学部私学振興課	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	事前	重要な変更
令和5年4月1日	I.8	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8 -1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399 -3161	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8 -1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399 -3161		重要な変更
令和5年4月1日	Ⅱ. 1	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	重要な変更